



知っておこう、頼ってみよう

高齢者の介護・福祉・保健の総合相談窓口 地域包括支援センター・ランチ

主任ケアマネジャー、社会福祉士、保健師や看護師などの専門職が連携し、チームで高齢者の皆さんを支援します。ご本人の困りごとはもちろん、ご家族や地域の方からの相談も受け付けています。

困った時は
まずお電話を！



① 北区地域包括支援センター ☎06-6313-5568

神山町15-11(北区在宅サービスセンター内)
(滝川・堀川・西天満・菅南・菅北・北野)
(梅田東・北天満・済美・曾根崎・堂島・中之島)

② 梅田東地域総合相談窓口(ランチ) ☎06-6372-0804

芝田2-10-39(大阪府済生会中津病院 西棟1階)
(梅田東・北天満・済美・曾根崎・堂島・中之島)

③ 北区大淀地域包括支援センター ☎06-6354-1165

長柄中1-1-21(ハートフルかのう内)
(豊仁・豊崎東・中津・大淀東・大淀西)
(本庄・豊崎)

④ 豊崎地域総合相談窓口(ランチ) ☎06-6371-6233

本庄西2-6-15(藤ミレニアム内)
(本庄・豊崎)



＼こんな支援もあります！／

あんしんさぽーと事業 (日常生活自立支援事業)

認知症などで判断能力が十分ではない方が、地域で安心して生活できるよう、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理をお手伝いします。

【利用できる方】認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分な方で、市内在住かつ契約時に意思の確認ができる方



詳細は
北区社会福祉
協議会HP▲

＜相談窓口＞

北区社会福祉協議会 ☎06-6313-5566

成年後見制度

認知症などで判断能力が十分でない方を保護・支援するための制度です。法的に権限を与えられた後見人などが、本人の意思を尊重しながら、生活状況や身体状況などを考慮して、本人の生活や財産を守ります。

成年後見制度の1つである「法定後見制度」は、本人の判断能力の程度に応じて「後見」(自分ではほとんど判断できない)、「保佐」(判断能力が著しく不十分である)、「補助」(判断能力が不十分である)の3つの類型に分かれています。親族などからの申立てを受け、家庭裁判所が選任します。



詳細は
大阪市HP▲

＜高齢者の相談窓口＞ 上記①または③の地域包括支援センター

＜専門的な相談窓口＞ 大阪市成年後見支援センター ☎06-4392-8282

みんなで防ごう 高齢者虐待

虐待?と思ったら、ためらわずに相談してください。
通報者の秘密は守られます。

- 不自然なあざややけどの痕が見られる
- 汚れや破れのある衣類を着ていたり、異臭がする
- 家の中から怒鳴り声や悲鳴がよく聞こえてくる
- 年金や財産収入などがあるのにお金がないと訴える

＜相談窓口＞

北区役所福祉課(3階34番窓口) ☎06-6313-9508
または上記①～④の地域包括支援センター・ランチ

活用しよう! 大阪市認知症アプリ・ 大阪市認知症ナビ

認知症に関するイベント情報や相談窓口、
認知症チェックに役立つリストなど、さまざま
な情報をまとめて掲載しています。認知症の
方だけでなく、ご家族や支援者の方も使いやすい内容で
す。早期発見・早期治療や認知症予防のために、是非ご
活用ください。



認知症アプリの
詳細はこちら▲



認知症ナビは
こちら▲

☎ 福祉局高齢者施策部地域包括ケア推進課
☎06-6208-8051 ☎06-6202-6964

